

八王子市WEBサイト広告掲載取扱い基準

平成 19 年 7 月 15 日施行

改正	平成 20 年 1 月 15 日	平成 21 年 1 月 15 日	平成 22 年 1 月 15 日
	平成 23 年 1 月 15 日	平成 23 年 11 月 28 日	平成 24 年 1 月 12 日
	平成 24 年 7 月 13 日	平成 24 年 9 月 28 日	平成 24 年 12 月 1 日
	平成 25 年 2 月 21 日	平成 25 年 10 月 21 日	平成 25 年 11 月 8 日
	平成 26 年 10 月 17 日	平成 27 年 1 月 22 日	平成 28 年 7 月 28 日
	平成 29 年 1 月 27 日	平成 30 年 3 月 20 日	

(目的)

第 1 条 この基準は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』の規定に基づき八王子市の WEB サイト（以下、「市 WEB サイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市 WEB サイト

八王子市が管理する WEB サイト（ホームページ）のことをいう。

(2) 市トップページ

市 WEB サイトのトップで、URL が「<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>」の WEB ページのことをいう。

(3) バナー広告

市 WEB サイト内に表示される広告画像で、広告主の指定する WEB サイトにリンクするものをいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 3 条 市 WEB サイトに掲載できる広告の範囲は、バナー広告の内容及びリンク先として指定する WEB サイトの内容等が『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第 3 条各号のいずれにも該当しないものとする。

(枠数及び規格)

第 4 条 市トップページ及びその他の市 WEB サイトにおける広告枠数は別表 1 に定める。

2 広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 大きさ | 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル |
| (2) 形式 | GIF |
| (3) 容量 | 8KB 以下 |
| (4) 代替テキスト | 30 文字以内（企業・団体の正式名称は除く） |
| (5) その他 | JIS 規格に準拠し、アクセシビリティに配慮したもの |

3 バナー広告の内容及び表記などは、市 WEB サイトの品位を損なわず、かつ、利用者に不快感を与えることがないものとする。

4 広告掲載希望者は、掲載するバナー広告について、作成決定前に必ず市と協議するものとする。

5 同条第 2 項に掲げるもののほか、広告の規格及びデザインに等しいは、別に定める「八王子市 WEB サイトバナー広告表現ガイドライン」に準拠すること。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。

2 広告掲載希望者が望むときは、当該年度の範囲で、1か月を単位とし、12か月までの申込及び掲載を認めることができる。ただし、1月から3月に翌年度掲載分の申請があった場合は、翌年度3月までの期間で、1か月を単位とし、12か月までの申込及び掲載を認めることができる。

3 前2項に関する広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告料)

第6条 広告の掲載料は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第6条及び13条の規定に基づき別表1に記載する金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は広告料の一部又は全部を免除することができる。

3 広告掲載希望者は、同条で算出される広告料を市長の指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 掲載希望者の募集は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第7条に記載するもののほか、市WEBサイト及び必要に応じてソーシャルメディアに掲載し行うことができるものとする。

2 募集時期は毎年1月とし、翌年度12か月間の掲載希望について、1ヶ月を単位として募集する。バナー広告枠に空きが生じている場合は、7月に当該年度下半期(10月から翌年3月)の掲載希望について1か月を単位として募集することができる。

3 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、随時公募を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第8条に基づく様式第1号に広告の原稿を添えて、市長が指定する期日までに申込みこととする。なお、広告原稿は、広告主の負担で作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している場合は、同項の規定による申込みをすることができないものとする。

3 同一の申込者で一つのページに複数申込みをすることができないものとする。ただし、バナー広告枠に空きが生じたときは、この限りでない。

4 市内に住所を有しない掲載希望者で、市に手数料等の未納がある場合は、申込みをすることができないものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、第3条及び第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 前項において、掲載枠数を超える広告があった場合、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第4条の規定に準じて、また同条件の広告に対しては必要に応じて抽選を行い、広告掲載可否を決定する。

3 市トップページに連続して掲載の申込みを行い、前回の抽選でもれたものについては、特別枠を設け、次のとおり優先的に掲載を行うものとする。

(1) 特別枠は2枠とする。

(2) 最新の申込みを含め、2回以上連続して申込みがあったものを対象とする。

(3) 特別枠の掲載者及び掲載順位は抽選により決定する。

(4) 前号に規定する特別枠の抽選にもれた申込みについては、特別枠以外のバナー広告枠の申込みと併せて再抽選を行うことができる。

4 市長は、バナー広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載条件等を記載した広告掲載決定通知書を広告掲載希望者に通知する。

(広告の掲載位置)

第 10 条 広告を掲載する位置は、市トップページ及びその他の市 WEB サイト内のページで、掲載希望者が指定したページ内の市が指定した位置とする。

(譲渡等の禁止)

第 11 条 広告主は、市 WEB サイトに広告を掲載する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(広告内容等の変更)

第 12 条 市長は、バナー広告の内容又はリンク先 WEB サイトの内容が、第 3 条及び第 4 条に違反するおそれがあると判断する場合は、広告主に対し、内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、バナー広告の内容又は広告のリンク先の変更を希望する場合、変更を希望する日の 1 週間前までに市長に届け出るものとする。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 市長は、広告の掲載決定後においても、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第 15 条に記載するもののほか、次の各号に該当する場合には手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (2) 広告の内容又はリンク先 WEB サイトの内容が、第 3 条及び第 4 条に違反しているとき
- (3) リンク先 WEB サイトの改ざんにより、これを閲覧した者のコンピュータがコンピュータウイルスに感染する等のおそれがあると認められるとき
- (4) その他、市 WEB サイトへの広告掲載が適切でないと市長が認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第 14 条 広告主は自己の都合により、市 WEB サイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の理由により掲載を取り下げる場合、『広告掲載辞退届 (様式第 2 号)』を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項で規定する理由により掲載を取り下げる場合、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第 16 条の規定に基づき、納付済みの広告掲載料は還付しない。

(広告掲載期間の延長)

第 15 条 広告掲載期間内に、市の都合で WEB サイトを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。ただし、関連機器の保守点検及び天災、地変、その他の自然災害などの理由でやむを得ず閉鎖する場合を除く。

閉鎖時間	延長日数
3 時間以上 24 時間未満	1 日

24 時間以上	閉鎖日数+1 日
---------	----------

- 2 前項において、延長する日の最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで掲載するものとする。
- 3 同条第 1 項において、広告掲載期間の延長ができない場合、掲載できなかった月数に応じ、月額掲載料の還付を行うものとする。ただし、1 か月に満たない部分については次のとおり日割の掲載料の還付を行うものとする。

閉鎖時間	日数	還付金額（1 日あたり）
3 時間以上 24 時間未満	1 日	月額掲載料を 30 で除した額
24 時間以上	閉鎖日数+1 日	月額掲載料を 30 で除した額

- 4 前項において還付金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 同条における閉鎖日数は、閉鎖時から起算して 24 時間を経過するごとに、1 日加算するものとする。

（広告主の責務）

第 16 条 広告主は、広告の内容及びリンク先 WEB サイトの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が、第三者の権利を侵害していないこと及び権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告に関して損害賠償請求等がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（準用）

第 17 条 本基準は教育委員会が所管する WEB サイトへの広告掲載について準用する。この場合において、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 7 月 15 日から施行する。

平成 14 年 8 月施行『八王子市ホームページに掲載する広告の取扱い基準』は、この基準施行の日からこれを廃止する。なお、経過措置として廃止時に掲載中の広告の取扱いは従前のおりとする。

附 則

この基準は、平成 20 年 1 月 15 日から施行する。なお、経過措置として掲載中の広告の取扱いは従前のおりとする。

附 則

この基準は、平成 21 年 1 月 15 日から施行する。なお、経過措置として掲載中の広告の取扱いは従前のおりとする。

附 則

この基準は、平成 22 年 1 月 15 日から施行する。なお、経過措置として掲載中の広告の取扱いは従前のおりとする。

附 則

この基準は、平成 23 年 1 月 15 日から施行する。なお、経過措置として掲載中の広告の取扱いは従前のおりとする。

附 則

この基準は、平成 23 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年1月12日から施行する。なお、経過措置として第4条の規定の適用について、平成24年3月まで掲載する広告の取り扱いは従前のおりとする。

附 則

この基準は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年2月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。ただし第 5 条の規定について、平成 30 年 4 月 1 日以降に掲載する広告から適用し、経過措置として、平成 30 年 3 月 31 日まで掲載する広告の取り扱いは従前のおりとする。

別表 1(第 4 条及び第 6 条関連)

掲載場所		掲載枠上限数	広告料(枠/月)	適用
市トップページ		20 枠	30,000 円(税込)	【減額について】 複数の掲載枠に掲載する場合、同時に掲載している期間について、2 枠目以降の 1 枠につき月額 10,000 円減額するものとする。 ただし、同減額においては市トップページへの掲載について、同ページ内に同時に掲載する枠数に限らず、これを 1 枠と数える。
その他の市 WEB ページ	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/ から始まるもの	各ページとも 8 枠	20,000 円(税込)	
	その他	別に定める	別に定める	別に定める

八王子市の印刷物等広告掲載申込書

平成 年 月 日

(あて先)

殿

申込者 住所（所在地）

〒

法人名（名称）

役職・代表者名

Ⓜ

電話番号等 Tel

Fax

E-mail

（担当者氏名）

八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱第 8 条の規定に基づき、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1. 印刷物等の種類 市 WEB サイトバナー広告
2. 広告の掲載場所 別紙記載（申込書とあわせて別紙も必ず提出してください。）
3. 広告の内容

(1) 主な事業、バナー広告の内容など

(2) 掲載希望期間（希望する月を○で囲んでください）

4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月 1 月 2 月 3 月

(3) リンクを希望する当社 WEB サイトの URL

http:// _____

(4) 代替テキスト（企業・団体の正式名称を除く 30 文字以内のテキスト）

(5) バナー広告画像

八王子市 WEB サイト広告掲載取扱い基準 4 条に則り、別添のとおり、提出します。

4. 広告料金の支払い

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として _____ 円を支払います。

（掲載料につきましては別紙をご覧ください。）

5. 申し込みにあたり、当社の貴市分市税納付状況調査、手数料等未納状況調査に同意します。

6. 申し込みにあたり、八王子市 WEB サイト広告掲載取扱い基準に定める事項について承諾し、市からバナー広告掲載に関する指示等があった場合には誠実に対応いたします。

八王子市の印刷物等広告掲載申込書 (別紙)

広告の掲載希望箇所（掲載枠上限数を超える場合は抽選により決定いたします。）

1. 希望箇所を以下掲載一覧表より選択し、その番号を記載してください。

第1希望	第2希望（希望される場合のみ）

※第一希望が抽選となった場合、もれた方は自動的に第二希望に記載のページへの申込みとなります。
(第二を希望しない場合は当該欄を未記載としてください。)

2. 複数掲載を希望する場合は、2箇所目以降の番号を以下に記載してください。

2箇所目	3箇所目	4箇所目	5箇所目	6箇所目

掲載箇所一覧表

1	市トップページ
---	---------

市トップページ以外の市WEBページ

グローバルメニュー

2	施設案内	3	観光・文化	4	市政情報	5	事業者の方へ
---	------	---	-------	---	------	---	--------

くらしの情報

6	子どもとその家庭	7	戸籍・住民登録	8	保健衛生・医療	9	高齢・介護・障害・生活福祉	10	ごみ・リサイクル
11	生活・環境・交通・住宅	12	税金	13	国保・後期高齢者医療・年金	14	教育・生涯学習・スポーツ	15	産業・仕事
16	市民活動・学園都市・多文化共生・男女共同参画								

生活場面から探す

17	引越し	18	妊娠・出産	19	子育て	20	入園・入学	21	学生生活
22	就職・退職	23	結婚・離婚	24	セカンドライフ	25	高齢・介護・障害	26	お悔み

それ以外のページ

27	八王子市図書館ホームページ	28	はちおうじ就職ナビ
----	---------------	----	-----------

参考：「八王子市WEBサイト広告掲載基準」別表1(第4条及び第6条関連)

掲載場所	掲載枠上限数	広告料(枠/月)	適用
市トップページ	20枠	30,000円(税込)	【減額について】 複数の掲載枠に掲載する場合、同時に掲載している期間について、2枠目以降の1枠につき月額10,000円減額するものとする。 ただし、同減額においては市トップページへの掲載について、同ページ内に同時に掲載する枠数に限らず、これを1枠と数える。
その他の市WEBページ	各ページとも8枠	20,000円(税込)	
http://www.city.hachioji.tokyo.jp/からはじまるもの			
その他	別に定める	別に定める	別に定める

広告掲載辞退届

平成 年 月 日

殿

住 所

（法人又は団体にあつてはその所在地）

氏 名

Ⓜ

（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者氏名）

平成 年 月 日付で掲載申込みをした八王子市 WEB サイトバナー広告（平成 年度 半
期）について、下記の理由により掲載を辞退させていただきます。

記

理由：

以上